

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
 <保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を改正する内閣府令等>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	告示第 50 号 第 1 条第 5 項 関係	<p>① 今回の対象となる再保険契約について、告示 50 号（改正案）第 1 条第 5 項に「未償却出再手数料」の定義がされておりますが、いわゆるサープラスリリーフ契約に代表される、手数料について現行では規制のない契約（注）が対象となる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>（注）規則第 71 条第 3 項に掲げる再保険のうち、再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料が発生しないもの、例えば、単に新契約費相当額の手数料が発生する契約と理解しています。</p> <p>なお、「規則第 71 条第 3 項に規定する再保険」は、「規則第 71 条第 2 項に規定する再保険以外」と規定されていることから、サープラスリリーフ契約は「規則第 71 条第 3 項に規定する再保険」に該当し、告示第 50 号に掲げる再保険契約から除かれることになるものと思われませんが、この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 告示 50 号に掲げる再保険契約について、「規則第 71 条第 3 項に規定する再保険にかかるものを除く」とあります。主旨として、除かれることとなる再保険契約は「手数料について預り金として計上することとなる再保険契約」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>① いわゆるサープラスリリーフと呼ばれる再保険契約にも様々なものがあり、一概にサープラスリリーフ契約が対象とはいえませんが、今般の改正で規制の対象とする再保険契約は、告示（平成 8 年大蔵省告示第 50 号）第 1 条第 5 項各号に掲げる要件の全てに該当するものであり、かつ、規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除いたものを対象とするものです。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	告示第 50 号 第 1 条の 3 関係	<p>① ソルベンシー・マージン比率に係る告示改正案第一条の三に「受再保険会社が一方的に解約できる旨（保険会社の再保険料の不払いによる場合を除く。）が定められている再保険契約」とあるが、再保険契約では、再保険会社および元受保険会社のどちらからでも、将来の新契約に関して、事前通知を行うこと等により一方的に解約できる旨を定めているのが通例かと思えます。</p> <p>本告示改正の趣旨から勘案しまして、第一条の三で言う「一方的に解約できる旨」については、受再保険会社から既に再保険に付された部分についての一方的な解約のみであるべきかと考えます。将来の新契約のみに関する一方的な解約条項が定められている再保険契約は、告示第一条の三で定める再保険契約には該当せず、未償却出再手数料の残高は控除されないと考えておりますが、この理解で正しいでしょうか。</p> <p>② また、保険業法施行規則別紙様式改正案の適用日については、ソルベンシー・マージン比率に係る告示改正案の適用日である平成二十八年三月三十一日と同日と考えております。仮にソルベンシー・マージン比率に係る告示改正案に定める未償却出再手数料の残高があるとしても、平成二十七年度中間業務報告書においては従前の様式に従い残高記載は不要と考えておりますが、この理解で正しいでしょうか。</p>	①② 貴見のとおりです。
3	告示第 50 号 第 1 条の 3 関係	一定期間経過後に未償却出再手数料残高相当額を受再保険会社が出再保険会社に現金で支払うことによる解約や未償却出再	「一定期間経過後に未償却出再手数料残高相当額を受再保険会社が出再保険会社に現金で支払うことによる解約」が、どのよう

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>手数料残高がゼロとなったときの解約のように、解約時に出再保険会社に直接的な不利益が認識されない場合には、当該変更の主旨から「一方的に解約できる」に該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>なケースを想定しているかは不明ですが、契約に基づいた支払い又は未償却出再手数料がゼロとなったことに伴う解約は、「一方的な解約」には該当しないものと考えます。</p>
4	全般	<p>今回の規制では、新契約費負担の軽減を目的とする再保険が対象となっている。つまり、新契約費に関するやり取りはせず、責任準備金の積立水準の異なるグループ会社間でリスク移転を図り、グループ全体での責任準備金の積立を少なくし、それにより本社送金を行う等については、全く問題がないとされたと理解して良いか。</p>	<p>ご質問の詳細が不明ですが、今般の改正は、保険会社が締結する再保険契約のうち、一定の要件に該当するものに係る受再保険会社から収受した手数料の一部について、ソルベンシー・マージンから除くこととするものであり、再保険契約の目的については要件としていません。</p>
5	全般	<p>このような再保険で期待しているのは、グループ間で責任準備金の積立に係るアービトラージを行い、本社送金あるいは株主配当の財源捻出することである。これに対して今回の改正案では、ソルベンシー・マージンの算入に一部制限を加えたのみである。これは、ソルベンシー・マージンに一定の余裕があれば、むしろこのような再保険の活用が積極的に認められたものと解するが、正しいか確認したい。</p>	<p>今般の改正の趣旨は、保険会社が締結する再保険契約のうち、一定の要件に該当するものに係る受再保険会社から収受した手数料の一部について、ソルベンシー・マージンから除くことにより、ソルベンシー・マージン規制を適正化するものであり、このような再保険の活用を推奨するものではありません。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	全般	<p>本案は、長く業界に身を置き、改定を都度フォローしてきた者にとっては、何の苦もなくスラスラと理解できるものである。しかしながら、保険業界に入って間もない者には、非常に理解が難しいものとなっていると考える。</p> <p>現在、当局におかれては、各社にERMを推奨し、その中でモデルドキュメント管理の状況の把握に努められていると理解している。このようなドキュメント管理においては、厳密性だけでなく、簡明性も求められ、また結論だけでなく考え方や意図等、必要な事項が読者に伝わるようなものが望ましいとされている。</p> <p>翻って今回の案はそのような観点から見てどのように評価されるであろうか。未償却新契約費を中核的支払余力から除くとはどういう意味なのか、中核的支払余力とは、(計算式でなく)概念としてどういうものなのか、その結果、保険会社の支払余力はどのように評価されることになるのか、その評価が適切に行われないうようないわゆる弱点はないのか、こういったことが非常に見えにくいのではと考える。</p> <p>このような点から、今一度、本案の推敲を求めたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、中核的支払余力とは、純資産及び内部留保的性格の強い諸準備金により構成されるものです。</p>
7	全般	<p>このようなルールベースの再保険規制では、抜穴探しが行われ、規制の実効性がない。それよりも、会社と比較的独立した立場にある保険計理人による関与を求める方が、今回の規制の目的に適うのではないか。その場合、保険計理人にはリスク管理に関する深い知識が必要となることから、日本アクチュアリー会での委員会活動をしていることを保険計理人就任の要件にすること</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>が考えられる。というのも、実務基準部会にすら参加していない不勉強な保険計理人にはこのような役割は果たせないからである。</p>	
8	全般	<p>今回、この種の再保険についての SM 規制上の取り扱いが厳格化されることとなったが、より重要なのは、このような再保険の出再にかかる検討が、適切な検討プロセスを経て行われているかであろう。また、このプロセスは、当局検査においてその適切性が十分に確認できるものとなっている必要があることは論を待たない。会社によっては、グループからいわれるがままで、いきなり取締役会で形式的な決定をするだけの会社もあるかもしれない。それとは逆に保険リスク小委員会、リスク管理委員会、常務会、取締役会と慎重なプロセスを経る会社もあると考えられる。また、そのような検討に関する会議資料も、経営がその適切性を判断できるようなものとなっており、また議事録にもその適切性に対するチャレンジがなされていることが確認できるような会社もあれば、全くその逆の会社もあるであろう。このように考えると、今回のような SM 規制の取り扱いの厳格化という矮小化された対応で終わることなく、経営数理部取締役がこのような出再においてどのような役割を果たしているかを厳格に検証することこそが、今回の規制改正の趣旨に適うのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	全般	<p>この度は、新契約費負担の緩和を目的とした修正共同保険式再保険等のソルベンシー・マージン比率における取り扱いの厳格化に関する当局の取り組みには、敬意を表したい。今回の規制改定は、このような再保険のリスクとリターンのより適切な認識を会社に促すものであり、会社の健全な ERM を後押しするものだと受け止めている。この種の再保険は、近年、以前よりも多く使われる傾向にあることから、非常に重要である。ところで、今回の規制改定における文脈からは、この種の再保険のリスクとリターンの分析にもとづきその企画の適否を判断するリスク管理統括担当役員の果たす役割が非常に重要になってきているといえる。しかし、我が国のリスク管理統括担当役員には、経理畑等、リスク管理に詳しくなく、何を聞いても分からないとイライラしてばかりの者も多いように思われる。このような状況を考えると、ソルベンシー・マージン比率の取り扱いの厳格化に加え、リスク管理統括担当役員の適格性に係る検討が必要と考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
10	全般	<p>この度の再保険を巡る規制改革への当局のご取り組みには、敬意を表したい。加えて、一点、ご要望をお伝えしたい。再保険を巡る規制の必要性には、本件のような財務再保険的なものの取り扱いの他、再保険に関連する経営決定の透明性を高めることが重要である。例えば、再保険の必要性については、リスクアペタイトに基づき、再保険のリスクやリターンを包括的に分析し、その合理性が経営により確認されるべきである。すなわち、このような決定プロセスが十分に規程化され、それに基づき慎重な審議が行</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険会社のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、再保険政策も含め、適切なリスク管理を組織的・統一的に行うことが必要であり、金融庁としても ORSA レポート等を有効に活用し、保険会社の統一的リスク管理態勢の整備を進めてまいります。</p>

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		われていることが重要である。このようなプロセスがなく、事実上、経営数理部担当取締役の専決で決定され、ERM 委員会等での審議を経ることなく、取締役会で決定されるようなことは、取締役会の監督機能、内部監査機能の発揮の観点から望ましくないものである。このような規制こそが本質的であり、今回の改革と合わせて検討をお願いしたい。	
11	全般	今回の対応は、あまりに遅きに失した感がある。保険契約者保護のために必要なお金がどれだけ海外に流出してしまったことか。保険課長はその責任をどう考えているのか。アクチュアリー会も、自主規制機関として積極的に行動し、当局に時宜にかなった提言を期待すべきだったのではないか。アクチュアリー会の理事に報告徴求する等、再発防止策が必要だ。	今般の改正は、保険会社に対する日頃のモニタリングを通じて把握された問題点に関して、ソルベンシー・マージン規制の適正化を目的としたものですが、貴重なご意見として承ります。
12	全般	この手の再保険は、外資系会社が、我が国の契約者を犠牲として、我が国の国富を本国に送るために使用するためのものです。このような規制は、一步前進、とはいえ、抜け目ない外資系会社は、いとも簡単に抜け道を見つけるでしょう。今の担当大臣は、幸いにも、国益を守ることのできる政策の麻生大臣。我が国の国富を守るべく、さらにもう一步頑張っただけです。	貴重なご意見として承ります。
13	全般	再保険の機能をフル活用し、効率的な経営を行っている外資にとって、今の再保険規制で最も問題と感じているのは、あらゆる規制の解釈が非常に曖昧で、いまだ裁量行政とでも呼ぶべきものがいまだ続いていることだ。今回の規制もまさにこの問題が当てはまる。このような問題を解決するには、規制をプリンシプルベ	貴重なご意見として承ります。 なお、金融庁では、法令上の解釈に関する照会窓口として「ノーアクション・レター」の手続きを導入しております。

No	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>ースとすること、規制の解釈に関するオープンな照会制度をつくることなどが有用だろう。</p>	
14	全般	<p>このようなルールベースの再保険に関する規制の改訂は、保険会社における再保険アービトラージ戦略の検討を促し、アクチュアリーニーズを高めるものである。日本ではアクチュアリー市場ニーズは高くないことから、このような規制を歓迎する。間違ってもプリンシプルベースの再保険規制を導入はしないで欲しい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>